

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第163号	
事故等種類	同乗者負傷	
発生日時	平成22年8月21日（土） 13時00分ごろ	
発生場所	千葉県いすみ市 夷隅川河口付近 (概位 北緯35° 17.8′ 東経140° 24.5′)	
事故等調査の経過	平成22年8月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ スターⅢ、0.2トン	
船舶番号、船舶所有者等	232-40760千葉、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	負傷 1人（同乗者）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長が後部座席に1人を乗せて夷隅川河口で遊走中、平成22年8月21日13時00分ごろ、波越えをしたところ、バランスを崩した同乗者が落水するとともに、転倒した本船が同乗者の右足に接触した。 同乗者は、右下腿骨骨折を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約2.9m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長及び同乗者とも救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夷隅川河口で波越えをした際、バランスを崩した同乗者が落水し、続いて船体が転倒して同乗者の右足に接触した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、夷隅川河口で波越えした際、バランスを崩した同乗者が落水し、続いて船体が転倒したため、船体が同乗者の右足に接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	